

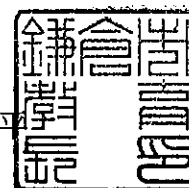
鎌倉教委学み第58号

令和8年(2026年)5月22日

鎌倉市議会議長 中澤 克之 様

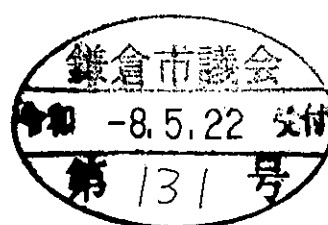
鎌倉市教育委員会

教育長 高橋 洋平



文書による質問への回答について(送付)

令和8年(2026年)5月8日付け鎌議調第73号で依頼のありました標記の件について、鎌倉市議会基本条例第7条第5項の規定により、別紙のとおり答弁書を送付いたします。



【事務担当】

教育総務課 総務企画担当 中村

(学びみらい部学びみらい課兼務)

(内線2454)

議会受付番号	文書質問第4号
質問者	重黒木優平議員
答弁する者	教育長 (学びみらい部学校教育課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第4号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

(1) 由比ガ浜中学校への転入学要件の明確化について

由比ガ浜中学校への転入学を希望する際の要件について、児童生徒の学籍種別による制限の有無を伺う。

- 募集要項等において、対象を「通常学級籍の児童生徒」に限定して明記しているか伺う。
- 特別支援学級籍に在籍している児童生徒について、学籍種別により転入学の要件に制限が設けられているか伺う。

(2) 特別支援学級から通常級への転籍手続きについて

特別支援学級から通常級への転籍を希望する際の手続きおよび決定権限について伺う。

- 教育委員会の審議において「通常学級への転籍が不相当」と判断された場合であっても、本人および保護者が通常級での学習を強く希望した際、その意向を優先して転籍を認める運用があるか伺う。
- 転籍の可否を判断するにあたり、知能検査の結果や医師の診断書・意見書など、家庭側に提出を求めている書類のうち、必須とされているものはあるか伺う。
- 特別支援学級から通常学級への転籍手続きについて伺う。あわせて、児童生徒及び保護者が転籍を希望し、学校又は教育委員会の審議において転籍が不相当と判断された場合であっても、制度上転籍が可能であるのかについて伺う。さらに、その判断に係る法的根拠となる法令を明らかにされたい。

2 質問の理由

由比ガ浜中学校への転入学や、特別支援学級から通常級への転籍に関する要件および手続きについては、児童生徒および保護者にとって極めて重要な事項である。

特に、学籍種別による取扱いや転籍の判断に関しては、その基準や運用が明確でなければ、当事者の不安や不信を招くおそれがある。また、教育においては本人および保護者の意向を尊重することが求められている中で、実際の運用との関係性を整理する必要がある。

こうした観点から、市における現行の基準および運用の実態を明確にするため、本件について確認するものである。

3 答弁

(1)

由比ガ浜中学校へ転入学の対象となる児童生徒については、学籍種別による制限はかけておらず、「通常学級籍の児童生徒」に限定していません。

「転入学のてびき」には次のように記載しています。

【対象となる児童生徒】

次の①～③のすべてに該当する児童生徒のうち、教育委員会が認めた児童生徒

①鎌倉市内に在住している児童

②不登校状態または不登校傾向にある児童生徒

③由比ガ浜中学校で学びたいという思いのある児童生徒

(2)

・児童がどのような学習の場で学ぶかを判断する過程においては、児童本人や保護者の意向を最大限尊重することが重要であるため、鎌倉市就学支援委員会の審議において、「特別支援学級で学習をすることが適切であり、通常学級への転籍が不相当である」と判断された場合であっても、児童本人や保護者の意向を踏まえて通常の学級に転籍するケースは存在します。

なお、このようなケースであっても、教育委員会としては、全ての子どもがどのような学びの場で学ぶとしても、児童本人が充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという本質的な視点に立ち、通常学級において児童本人に必要な合理的配慮の提供について検討を重ねるとともに、児童の実態に最も適した学びの場の見直しを毎年度継続的に行うことが重要であると考えています。

・現状、教育委員会として知能検査の結果、医師の診断書・意見書などの提出を必須事項として求めていることはありません。

ただし、保護者から書類等の提出があれば適切に受理し、判断の上で参考とすることとしています。転籍の可否判断については、保護者から提出された書類の他、児童生徒の実際の行動観察、関係教員、保護者等からの聴き取り等を踏まえ、医療、心理、教育

に専門的な見地を有する委員で構成される鎌倉市就学支援委員会の審議を経て転籍の可否を総合的に判断する運用としています。

・特別支援学級から通常学級への転籍については、児童生徒本人ないし保護者が転籍を希望する旨を学校に伝え、それを受け第一に学校、児童生徒本人、保護者の3者が児童生徒の転籍についての適切性を検討することとしています。

適切であると判断されれば、学校から教育委員会に報告があり、教育委員会で保護者の意向を再度聞き取ったうえで、鎌倉市就学支援委員会専門部会を開催し、児童の観察、書類等の審議、専門委員からの意見聴取を経て、最終的には教育委員会が転籍の適切性を判断しています。

就学支援委員会の審議の結果と保護者の意向が不一致であるケースにおいても、前記のとおり通常の学級に転籍する場合があります。

なお、これらの運用については、「障害のある子供の教育支援の手引き（文部科学省、令和3年6月）」を参考にしています。具体的には以下のような記述があります。

就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人及び保護者と学校、学校の設置者である教育委員会との合意形成である。よって、市区町村教育委員会が総合的に判断した就学先の学校や学びの場については、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、対象となる子供一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえていることについて、本人及び保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成を図った上で、最終的に市区町村教育委員会において決定することが適当である。